

令和8年度

地産外商地域産品開発等事業補助金



中小企業者等の

地域産品等の開発・改良を支援します！



地域産品の農産物や海産物を原材料に使ったものをはじめ、米子市のPRとなる観光商品の開発や改良が補助の対象となります。この機会に魅力のある商品の開発・改良に挑戦しませんか？



補助対象事業

※1 米子市内のみで販売されるもの、飲食店で直接提供される飲食物は対象外
※2 無形サービス、飲食店で直接提供される飲食物は対象外



地域産品※1又は
地域価値発信商品※2を
新たに開発する事業



既存の地域産品又は
地域価値発信商品を
改良する事業



開発又は改良に必要な機械、機器、材料等の購入に要する経費



上記事業どちらかと一緒に実施する場合に対象



パッケージ等のデザイン
を開発する事業



商標・意匠等
を登録する事業



パッケージデザイン等を他者に委託し、又は請け負わせる場合における当該委託又は請負に要する経費

地域産品等に係る商標・意匠等の登録に要する経費

受付期間 令和8年10月30日まで

※申請は、1申請者につき1件を上限とします。
※予算の上限に達した時点で申請の受付を終了します。
※申請方法や対象経費等の詳細は、事前に下記までお問い合わせください。

詳細は裏面をご覧ください



お問合せ先

米子市経済部商工課

所在地/〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地（市役所本庁舎2階）

電話/0859-23-5217 ファクシミリ/0859-23-5354 Eメール/ shoko@city.yonago.lg.jp



米子市地産外商地域産品開発等事業補助金について

対象者

市内において事業所を有する中小企業者等

※市税の滞納がないこと、暴力団関係者に該当しないこと、事業者執行に法令違反がないこと等。

対象事業

地域産品（市内において、その原材料の主要な部分が生産された商品、製造、加工、その他の工程の主要な部分を行っている商品）

又は地域価値発信商品（主として観光客向けに販売される有形の商品で、本市の魅力の発信につながるもの）の開発・改良

対象経費

- ・地域産品等の開発又は改良に必要な機械、器具、材料等の購入に要する経費。
- ・地域産品等の写真及び動画の撮影、地域産品等の栄養成分、消費期限等に係る分析並びに地域産品等のパッケージデザイン等を他者に委託し、又は請け負わせる場合における当該委託又は請負に要する経費など。

※ただし、汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外となります。

（例）一般的な調理器具、パソコン、プリンター、文房具など

補助率と 限度額

補助率1/2（1,000円未満切り捨て）

※地域産品の場合は30万円、地域価値発信商品の場合は20万円が上限

交付までの 流れ

① 交付申請書提出（補助金申請者⇒市）

② 交付決定通知（市⇒補助金申請者）

③ 事業着手（補助金申請者）

④ 実績報告書提出（補助金申請者⇒市）

⑤ 補助金支払い（市⇒補助金申請者）



<https://www.city.yonago.lg.jp/39143.htm>

↑ 申請様式は、こちらからダウンロードしてください。

米子市 商工課



提出先

米子市役所 経済部商工課(商工振興担当)

所在地/〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地（市役所本庁舎2階）

電話/0859-23-5217 ファクシミリ/0859-23-5354

Eメール/ shoko@city.yonago.lg.jp